

事務所通信(号外)

平成 23 年度 税制改正大綱のあらまし

平成 23 年 2 月 吉日
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 23 年度税制改正大綱が昨年 12 月 16 日に閣議決定されました。今回の大綱で注目すべき点は、課税ベースの拡大と併せて法人税率の引き下げが行われた一方、高所得者に対する給与所得控除の制限、相続税の基礎控除額の引き下げなど、個人の富裕層への課税を強化したところにあります。

以下では、主な改正の内容につきまして、簡単にご説明しております。なお、ねじれ国会の影響により大綱の内容どおりに国会で可決されない可能性もございますので、その旨ご了承下さい。また、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

【法人税関係】

I. 法人税率の引き下げ

現行 30%の税率を 25.5%に引き下げる。(これにより、法人税及び地方税を合わせた実効税率が 5%引き下げられる。) これに加え、中小法人^(注)(一般社団法人等及び人格のない社団等を含む)においては、年 800 万円以下の所得金額に対する軽減税率、現行 18%のところを 15%に引き下げる。(本則においては、22%のところを 19%に引き下げる。)

(注)中小法人とは、以下の法人をいう。

普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が 1 億円以下であるもの(相互会社等、相互会社等の 100%子法人及び資本金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社を除く。)

☞ **平成 23 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用。**

II. 欠損金の繰越控除制度の見直し

1. 繰越欠損金の控除限度額について、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得金額の 80/100 相当額とする。
ただし、中小法人等^(注)については、現行の控除限度額を存置する。

(注)中小法人等とは、以下の法人をいう。

①普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額が 1 億円以下であるもの(相互会社等、相互会社等の 100%子法人及び資本金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社を除く。)

- ②公益法人等
- ③協同組合等
- ④人格のない社団等

☞ **平成 23 年 4 月 1 日以後開始事業年度より適用。**

2. 上記 1. に伴い、従来 7 年であった繰越期間を 9 年に延長する。

☞ **平成 20 年 4 月 1 日以後終了事業年度において生じた欠損金について適用。**

III. 定率法の償却率の改定

定率法の償却率は定額法の償却率(1/耐用年数)を 2.0 倍した数とする。(現行 2.5 倍)

☞ **平成 23 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産について適用。**

IV. 貸倒引当金制度の見直し

1. 貸倒引当金制度について、個別評価、一括評価ともに適用法人を①銀行、②保険会社その他これらに類する法人、③中小法人等に限定する。

☞ **平成 23 年度に開始する事業年度より適用。**

2. 上記 1. 以外の法人の平成 23 年度から平成 25 年度までの間に開始する各事業年度については、下記のとおり経過措置を講じる。

- ①平成 23 年度: 現行法による損金算入限度額に対して 3/4 の引当を認める。
- ②平成 24 年度: 現行法による損金算入限度額に対して 2/4 の引当を認める。
- ③平成 25 年度: 現行法による損金算入限度額に対して 1/4 の引当を認める。

V. 寄附金の損金算入限度額の見直し

一般寄附金の損金算入限度額を以下の算式により算出した金額とする。

$(\text{資本金等の額} \times 2.5/1,000 + \text{寄附金支出前所得金額} \times 2.5/100) \times 1/4$ (現行: 1/2)

VI. 雇用促進税制の創設(青色申告書を提出する個人事業者にも適用あり。)

青色申告法人で以下のいずれの要件も満たした場合、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円の金額を控除することができる。ただし、当期の法人税額の10%(中小企業者等は20%)を限度とする。

- ・公共職業安定所長に雇用促進計画の届出を行っていること。
- ・当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上(中小企業者等については2人以上)増加したこと等の確認を公共職業安定所長から受けていること。

☞ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用。

VII. 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の廃止(青色申告書を提出する個人事業者も同様。)

1. 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、税額控除限度額をその事業年度の法人税額の「30%相当額」とする特例措置を適用期限の到来をもって廃止、以降は税額控除限度額を法人税額の「20%相当額」(原則)に戻す。
2. 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、繰越控除限度額をその事業年度の法人税額の「30%相当額」とする特例措置を適用期限の到来をもって廃止、以降は税額控除限度額を法人税額の「20%相当額」(原則)に戻す。

VIII. 特定資産の買換えの特例の適用期限の延長(所得税も同様。)

「国内にある土地等、建物又は構築物で、取得した日から引き続き10年超所有されたもの」の買換えの特例については、その適用期限を3年間延長する。

IX. グループ法人税制の一部見直し

1. 株式評価損の計上要件の見直し

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、解散が見込まれる場合又はそのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しないこととする。

☞ 平成23年4月1日以後に行う評価替換等について適用。

2. 解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度の見直し

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度において、マイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とする。

X. 中間納付制度の見直し

仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の6/12を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。

【所得税関係】

I. 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額を、245万円とする。

☞ 平成24年分より適用。

II. 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

その年中の役員給与等の収入金額が2,000万円を超える場合、その収入金額に応じて当該給与所得控除額を245万円より段階的に下げ、4,000万円を超える場合には、その給与所得控除額を125万円とする。

☞ 平成24年分より適用。

III. 特定支出控除の見直し

1. 特定支出の範囲の拡大

特定支出の範囲に「職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等の資格取得費」と「職務と関連のある図書購入費等(勤務必要経費。65万円を限度とする。)」を追加する。

(現行: 通勤費、転勤に伴う引っ越し費用、研修費、上記弁護士等の資格を除く資格取得費及び単身赴任者の帰宅旅費)

2. 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し

その年の特定支出の額の合計額が以下の区分に応じ、それぞれに定める金額を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができることとする。

- ・その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合：その年中の給与所得控除額の 1/2 に相当する金額
- ・その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合：125 万円

☞ **平成 24 年分より適用。**

IV. 退職所得課税の見直し

1. 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が 5 年以下の者が、その役員等としての勤続年数に対応するものとして支払を受ける退職手当等については、その退職手当等に係る退職所得の金額の計算において、(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2 とする措置を廃止する。

(注) 上記計算式のうち、「×1/2」の部分が廃止され、(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)が退職所得金額となる。

☞ **平成 24 年分より適用。**

2. 退職所得に係る個人住民税 10%税額控除の廃止

☞ **平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用。**

V. 成年扶養控除の対象の見直し

その年の合計所得金額が 400 万円以下である居住者に限り、成年扶養親族(23 歳以上 70 歳未満の扶養親族)1 人につき、38 万円の扶養控除を受けることができる。(ただし、成年扶養親族のうち、65 歳以上 70 歳未満の者、障害者及び勤労学生については、合計所得金額が 400 万円を超える居住者であっても扶養控除が受けられる。)

☞ **平成 24 年分より適用。**

【金融証券税制】

I. 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限の延長

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%の軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の適用期限を 2 年延長し、平成 25 年 12 月 31 日までとする。

II. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行日の延長

下記の適用要件を満たす配当、譲渡益については、所得税を課さない。また、譲渡損については、ないものとみなす。

- ① 平成 26 年から平成 28 年までの間に開設した非課税口座^(注)において管理されている上場株式等に係る配当、譲渡損益であること。ただし、年間 1 人 1 口座まで。
- ② 各年、新規投資額の合計額が 100 万円を超えない範囲のものであること。
- ③ 非課税口座の開設の日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年を経過する日までの間に支払を受けるべき配当、またはその期間内に譲渡した上場株式等の譲渡損益であること。

(注)非課税口座とは、非課税措置の適用を受けるために一定の手続により金融証券取引業者等の営業所に設定された、上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座をいう。

III. 大口株主等が支払を受ける配当等の要件の見直し

上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式数の総数等に占める割合を 3/100 に引き下げる。(現行：5/100)

☞ **平成 23 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等について適用。**

【資産税関係】

I. 相続税・贈与税の税率の改定

相続税、贈与税(相続時精算課税制度の対象となる贈与以外)とも最高税率を 55%とする。(現行：50%)

☞ **平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈、平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与より適用。**

II. 相続税の基礎控除額の引き下げ

相続税の基礎控除額を $<3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}>$ とする。

(現行: $5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$)

☞ 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈より適用。

III. 死亡保険金に係る非課税限度額計算時の法定相続人の限定

相続税の死亡保険金に係る非課税限度額 $<500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}>$ の法定相続人は、未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計一にしていた者に限定する。

(注)死亡退職金の非課税限度額については、変更なし。

☞ 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈より適用。

IV. 未成年者控除額及び障害者控除額の引き上げ

未成年者控除額、障害者控除額ともに、1 年あたりの控除額を 10 万円に引き上げる。(現行: 6 万円)

なお、特別障害者については、1 年あたりの控除額を 20 万円に引き上げる。(現行: 12 万円)

☞ 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈より適用。

V. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

1. 受贈者の範囲に 20 歳以上である孫を追加する。(現行: 子のみ)

☞ 平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与より適用。

2. 贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げる。(現行: 65 歳以上)

☞ 平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与より適用。

【消費税関係】

I. 免税事業者の要件の見直し

現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、以下に該当する事業者は、免税点制度を適用しないこととする。

① 個人事業者で、その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者。

② 法人で、その事業年度の前事業年度(7 月以下のものを除く)開始の日から 6 月間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者。

☞ 上記のその年又はその事業年度が平成 24 年 10 月 1 日以後に開始するものより適用。

II. 仕入税額の全額控除制度の適用制限

課税売上割合が 95% 以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が 5 億円(その課税期間が 1 年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用する。

☞ 平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間より適用。

III. 「仕入税額控除に関する明細書」の提出の義務化

消費税の還付申告書へ「仕入税額控除に関する明細書」の添付を義務化する。

☞ 平成 24 年 4 月 1 日以後に提出する還付申告書について適用。

【その他】

I. 更正の請求期間の延長

納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を 5 年に延長する。

☞ 平成 23 年 4 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用。

II. 税務調査手続の明確化

税務調査を行う場合には事前に文書により通知し、調査終了後はその調査結果を簡潔に記載した文書を交付する。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。

| | | |
|---|--|---|
| 税理士法人AKJパートナーズ (住所) 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F (電話番号) 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481 (事務所URL) http://www.akj-partners.com/ (主たる業務) 連結納税、組織再編税制 スtock・オプション設計-評価 BPR/BPO、株式公開支援 事業再生アドバイザー等 (設立) 平成22年8月 (関連会社) 公認会計士AKJパートナーズ共同事務所 株式会社AKJパートナーズ | | (代表社員) 公認会計士・税理士 山本 成男 公認会計士・税理士 吉村 史明 (社員) 税理士 藤田 学 (人員構成) 公認会計士・税理士 3名 公認会計士 2名 税理士 5名 公認会計士協会準会員 1名 社会保険労務士(有資格者含) 2名 宅地建物取引主任者 1名 AFPその他スタッフ 12名 合計 26名 |
|---|--|---|